

# 四半期報告書

(第11期第2四半期)

自 平成21年4月1日  
至 平成21年6月30日

株式会社G A B A

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(E05636)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態及び経営成績の分析	5

第3 設備の状況	8
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	20
(6) 議決権の状況	21

2 株価の推移	21
---------	----

3 役員の状況	22
---------	----

第5 経理の状況	23
----------	----

## 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	24
(2) 四半期損益計算書	26
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	28

2 その他	34
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	35
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月12日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 健二
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 麻野 憲志
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 麻野 憲志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 累計期間	第11期 第2四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高（千円）	3,507,835	1,660,484	9,043,474
経常利益又は経常損失（△） （千円）	△31,815	△44,638	651,549
当期純利益又は四半期純損失（△） （千円）	△22,789	△25,521	277,548
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—
資本金（千円）	—	594,738	594,738
発行済株式総数 普通株式（株）	—	43,706	43,706
優先株式（株）	—	153	178
純資産額（千円）	—	1,020,840	1,320,868
総資産額（千円）	—	6,131,328	5,939,395
1株当たり純資産額（円）	—	△11,878.61	△11,108.98
1株当たり当期純利益又は1株当 たり四半期純損失（△）金額 （円）	△769.63	△699.68	5,708.38
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）			
普通株式	—	—	—
優先株式	—	—	148,300.00
自己資本比率（％）	—	16.6	22.2
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	847,494	—	△2,529,127
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	23,291	—	228,490
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△277,237	—	△519,345
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	1,447,011	853,463
従業員数（人）	—	445	473

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	445	(28)
---------	-----	------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の（ ）外書は、当第2四半期会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。

3. 業務委託契約のインストラクター（講師）が当第2四半期末現在において886名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

#### (2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当第2四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
	金額(千円)
英会話事業	1,650,159
その他事業	10,325
合計	1,660,484

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

#### イ) 地域別実績

地域	当第2四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)
関東地区	29	573	1,361,845
中部地区	1	28	63,640
関西地区	5	120	224,674
合計	35	721	1,650,159

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。

#### ロ) 規模別実績

規模	当第2四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)
大型スクール	16	450	1,031,047
小型スクール	19	271	619,112
合計	35	721	1,650,159

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。

3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）におけるわが国の経済は、経済指標の急速な悪化は一部において下げ止まりの兆しもみられましたが、雇用環境の悪化やそれに起因する消費マインドの冷え込みは依然深刻な状況にあります。また、当社の事業領域である外国語教室市場においても、外部環境の影響は大きく、縮小傾向のまま推移しております。

このような中、当社は厳しい経済環境下においても選ばれるスクールとなることを目指し、顧客満足・顧客志向を基本方針とした事業展開を行っております。当社最大の商品である高品質なレッスンをはじめ、適時適切なカウンセリング、通いやすく快適なレッスン環境等を総合的に提供し、クライアントの英会話力習得・向上に寄与できる体制の維持向上に努めております。

1つのコースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率は堅調に推移しており、継続契約者数も前年同期を上回る結果となりました。一方、新規入会者の獲得については、前年同期と比較し大幅に落ち込み、苦戦が続いております。これは語学に対する需要・関心は失われてはいないものの、厳しい経済状況が入会を検討される方の心理を冷え込ませていることによるものと推測しております。このような状況のもと、当第2四半期末において、当社スクールに在籍するクライアント数は17,476人となりました。新規入会者数の減少は契約継続者数の向上ではカバーしきれず、当第2四半期会計期間における売上高は前年同期と比較して減少しております。

また、当社は、クライアントの受講契約期間に応じて受講料を按分計上する従来の収益計上基準を平成21年1月1日より変更し、変更日以降に締結した契約に伴う受講料については、クライアントがレッスンを受講することにより役務提供が完了した時点で1レッスン毎に当該受講料を売上高として計上する方法を採用いたしました。この変更により、売上高の一部について従来の基準により計上した場合と比較して計上時期が遅れることとなった結果、当第2四半期会計期間における売上高は前年同期と比較して減少しております。

売上高に対する売上原価率は前年同期と比較して13.7ポイント増加し66.2%となりました。売上原価の総額は前年同期と比較して減少しているものの、前述の理由により売上高が減少しているため、売上原価の売上高に占める割合は相対的に上昇しております。売上原価の主な内容としましては、委託講師報酬について昨年4月に単価の引き上げがあったものの、クライアント数の減少により提供レッスン数が減少しているため、委託講師報酬の総額は減少しております。また、スクール運営に係るコストについても、人員数の減少や運営効率の見直しによるコストダウン努力により減少しております。これらの理由により、売上原価の総額は前年同期と比較して減少しております。

売上高に対する販管費率は前年同期と比較して4.1ポイント減少し37.3%となりました。販管費の主な内容としましては、広告宣伝効率の抜本的な見直しにより広告宣伝費が減少した他、従来外部に委託してきた業務の内製化や本社管理業務に係る諸経費の見直しによりそれぞれのコストが減少しております。これらの理由により、販管費の総額は前年同期と比較して減少しております。

以上の結果、当第2四半期会計期間の業績は、売上高1,660,484千円（前年同期比28.2%減）、営業損失57,102千円（前年同期は営業利益140,974千円）、経常損失44,638千円（前年同期は経常利益162,062千円）、四半期純損失は25,521千円（前年同期は四半期純利益97,919千円）となりました。

なお、前述の収益計上基準変更により、従来の基準により計上した場合と比較して、売上高が311,991千円減少し、それにともない営業利益、経常利益および税引前四半期純利益が同額減少しております。

（ご参考）従来の収益計上基準により計上した場合は以下のようになります。

平成21年12月期第2四半期会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）

（%表示は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		税引前四半期純利益	
[従来基準]	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年12月期第2四半期	1,972	△14.7	254	80.8	267	65.0	270	65.0

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

#### (英会話事業)

英会話事業においては、従前より引き続き、カウンセラーのカウンセリングスキル、インストラクターのティーチングスキル向上のための研修実施等により満足度の高いサービス提供に努めております。

スクールの状況としましては、4月に目黒L Sを移転し、同じく4月に大手町L Sを新設いたしました。また、2月に名古屋L Sを閉鎖したほか、成城L Fおよび広尾L Fを3月末にて閉鎖し、それぞれ近隣の成城L S、恵比寿L Sに統合いたしました。

子供向け英会話「G a b a グローバル・スターズ」につきましては、従来、学習カリキュラム、レッスン予約、受講料支払方法等において、成人向け英会話「G a b a マンツーマン英会話」とは異なる運営システムで展開していたことから専用施設(L F)において運営をおこなってまいりましたが、3月末をもってL Fを閉鎖し、4月より学習カリキュラム等一部を除いて成人用運営システムへ統合しております。この運営システム変更により、各L Sにおいて「G a b a グローバル・スターズ」を開講することが可能となり、当第2四半期末現在では、受け入れ態勢が整った成城、恵比寿、立川、二子玉川の各L Sにおいてレッスン提供を開始しております。

以上により、当第2四半期末において、関東地区に29L S、中部地区に1L S、関西地区に5L S、計35L Sを展開する体制となりました。今後も引き続き資産の運用効率を見直し、今後の成長が見込める事業に対して経営資源を集中させる施策を推進してまいります。

地域別の売上高実績といたしましては、関東の売上高は1,361,845千円(英会話事業売上高に占める割合は82.5%)、中部の売上高は63,640千円(英会話事業売上高に占める割合は3.9%)、関西の売上高は224,674千円(英会話事業売上高に占める割合は13.6%)となりました。また、規模別売上高の比率としましては、大型スクールが62.5%、小型スクールが37.5%となっております。

以上の結果、当第2四半期会計期間における英会話事業の売上高は、1,650,159千円(前年同期比28.3%減)となりました。

#### (その他事業)

スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種英語学習教材の販売をその他事業と位置づけております。当第2四半期会計期間におけるその他事業の売上高は、10,325千円(前年同期比4.9%減)となりました。

- (注) 1. 当事業年度より、「四半期財務諸表に関する会計基準」および「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますので、前年同期増減率および金額に関する情報は参考情報として記載しております。
2. 当社では、大学生・社会人等を対象とした成人向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」および子供向け英会話レッスン「G a b a グローバル・スターズ」を開講するスクールのことをL S(ラーニングスタジオ)と呼んでおります。
3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
4. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物は、当第1四半期末(1,142,728千円)に比べ304,283千円増加し、1,447,011千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において営業活動により得られた資金は、526,652千円となりました。これは主に、前受金の増加411,784千円、売上債権の減少139,156千円および未払金の減少62,641千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において投資活動により得られた資金は、28,470千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入55,125千円、有形固定資産の取得による支出21,446千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において財務活動により使用した資金は、250,840千円となりました。これは自己株式の取得による支出250,840千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1. 主要な設備の状況

(1) 当第2四半期会計期間に以下の設備を除却いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具器具 備品	敷金保 証金	合計	
目黒L S (東京都品川区)	英会話 その他	教室設備	9,146 (177.19㎡)	137	164	6,716	16,164	5
広尾L F (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	6,950 (85.29㎡)	938	5,604	4,000	17,493	5
合計	—	—	16,097 (262.48㎡)	1,076	5,768	10,716	33,658	10

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 目黒L S除却は、移転に伴うものであります。  
3. 広尾L F除却は、閉鎖に伴うものであります。

#### 2. 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

##### ②発行済株式

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,706	43,706(注)1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)2
第1回A種優先株式	153(注)4	153	非上場	(注)3
計	43,859	43,859	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。）により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度を採用しておりません。
3. 第1回A種優先株式（平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更）の内容は次のとおりであります。

#### ① 剰余金の配当

##### (a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日（以下「配当基準日」という。）における第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）または第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）および普通株式の登録株式質権者（以下併せて「普通株主等」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する（以下「第1回A種優先配当金」という。）。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額（以下「第1回A種期中優先配当金」という。）を控除した額とする。

##### (b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第1回A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当年率は、(i) 平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii) 下記に定義する配当年率修正日から次の配当年率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR（12ヵ月物）に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR（12ヵ月物）」とは、各配当年率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12ヵ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12ヵ月物）に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金  
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項  
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項  
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配  
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権  
配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権  
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額  
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日  
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付けで取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数  
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。  
「年度取得予定株式数」は、  
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款の定めはない。

4. 平成21年3月19日開催の取締役会決議により平成21年4月3日付で次のとおり取得した第1回A種優先株式25株を、平成21年4月30日開催の取締役会決議により同日消却をしております。

取得価額 : 1株当たり 10,033,607円39.8銭

取得株式数 : 25株

(株式会社大和証券グループ本社より16株、合同会社ジュピターインベストメント(旧 有限会社ジュピターインベストメント)より9株)

取得総額 : 250,840,186円

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	634(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,268(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,007(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,014(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

## ④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,706
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成24年12月14日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行される場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
  - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
  - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
  - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
  - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑦ 第7回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注)2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日（平成18年4月20日）から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	△25	43,859	—	594,738	—	444,738

(注) 平成21年3月19日開催の取締役会決議に基づき平成21年4月3日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式25株を、平成21年4月30日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が25株減少しております。

## (5) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
大和SMBCKapital株式会社	東京都千代田区九段北1丁目 8-10	26,390	60.17
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,618	3.68
青野 仲達	東京都目黒区	857	1.95
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1-19	800	1.82
渡辺 通世	東京都港区	631	1.43
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25-3	574	1.30
GABA社員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1-1	395	0.90
須原 清貴	東京都世田谷区	374	0.85
三和ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1-1	313	0.71
アキ キヨシ	米国フロリダ州ケープコーラル	298	0.67
計	—	32,250	73.53

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有議 決権の割合(%)
大和SMBCKapital株式会社	東京都千代田区九段北1丁目 8-10	26,390	60.38
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,618	3.70
青野 仲達	東京都目黒区	857	1.96
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1-19	800	1.83
渡辺 通世	東京都港区	631	1.44
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25-3	574	1.31
GABA社員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1-1	395	0.90
須原 清貴	東京都世田谷区	374	0.85
三和ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1-1	313	0.71
アキ キヨシ	米国フロリダ州ケープコーラル	298	0.68
計	—	32,250	73.78

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 153	—	A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,706	43,706	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,859	—	—
総株主の議決権	—	43,706	—

(注) 平成21年3月19日開催の取締役会決議に基づき平成21年4月3日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式25株を、平成21年4月30日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	21,600	20,500	18,000	17,200	24,100	32,950
最低 (円)	18,800	13,100	13,300	14,000	14,500	21,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 最高財務責任者	取締役 常務執行役員 最高財務責任者	麻野 憲志	平成21年4月1日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日）附則第6条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,447,011	853,463
売掛金	281,291	292,725
受講料金銭信託	※1 2,137,577	※1 2,357,516
たな卸資産	※2 157,083	※2 154,956
その他	270,436	251,514
流動資産合計	4,293,400	3,910,176
固定資産		
有形固定資産		
建物	776,025	815,434
減価償却累計額	△177,025	△161,125
建物（純額）	599,000	654,308
構築物	44,039	45,624
減価償却累計額	△16,401	△14,597
構築物（純額）	27,638	31,026
工具、器具及び備品	641,710	666,733
減価償却累計額	△344,365	△301,893
工具、器具及び備品（純額）	297,344	364,840
有形固定資産合計	923,983	1,050,174
無形固定資産	82,685	86,781
投資その他の資産		
敷金及び保証金	791,873	850,453
その他	39,385	41,809
投資その他の資産合計	831,258	892,262
固定資産合計	1,837,927	2,029,219
資産合計	6,131,328	5,939,395
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,915	4,629
未払金	167,928	218,578
未払費用	171,251	183,864
未払法人税等	7,312	55,733
前受金	4,576,418	3,884,036
店舗閉鎖損失引当金	19,770	104,005
賞与引当金	121,862	96,355
その他	39,027	71,323
流動負債合計	5,110,487	4,618,527
負債合計	5,110,487	4,618,527

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,738	594,738
資本剰余金	444,738	444,738
利益剰余金	△18,635	281,392
株主資本合計	1,020,840	1,320,868
純資産合計	1,020,840	1,320,868
負債純資産合計	6,131,328	5,939,395

(2) 【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	3,507,835
売上原価	2,225,263
売上総利益	1,282,571
販売費及び一般管理費	※1 1,343,617
営業損失(△)	△61,046
営業外収益	
受取利息	3
催事参加料	2,168
金銭信託運用益	6,076
受取手数料	17,294
その他	3,811
営業外収益合計	29,353
営業外費用	
為替差損	123
営業外費用合計	123
経常損失(△)	△31,815
特別損失	
固定資産除却損	223
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,995
特別損失合計	3,218
税引前四半期純損失(△)	△35,034
法人税、住民税及び事業税	1,939
法人税等調整額	△14,184
法人税等合計	△12,244
四半期純損失(△)	△22,789

## 【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	1,660,484
売上原価	1,098,727
売上総利益	561,757
販売費及び一般管理費	※1 618,859
営業損失(△)	△57,102
営業外収益	
受取利息	0
金銭信託運用益	2,796
受取手数料	7,644
その他	2,026
営業外収益合計	12,467
営業外費用	
為替差損	3
営業外費用合計	3
経常損失(△)	△44,638
特別利益	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	3,403
特別利益合計	3,403
特別損失	
固定資産除却損	181
特別損失合計	181
税引前四半期純損失(△)	△41,416
法人税、住民税及び事業税	917
法人税等調整額	△16,811
法人税等合計	△15,894
四半期純損失(△)	△25,521

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純損失 (△)	△35,034
減価償却費	96,918
長期前払費用償却額	1,795
受取利息	△3
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△20,664
賞与引当金の増減額 (△は減少)	25,506
固定資産除却損	223
売上債権の増減額 (△は増加)	11,434
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,126
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,285
未払金の増減額 (△は減少)	△47,780
未払費用の増減額 (△は減少)	△12,613
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△21,039
前受金の増減額 (△は減少)	692,382
受講料金銭信託の増減額 (△は増加)	219,938
預り金の増減額 (△は減少)	△11,910
その他	△4,059
小計	895,253
利息及び配当金の受取額	3
法人税等の支払額	△47,761
営業活動によるキャッシュ・フロー	847,494
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△24,315
無形固定資産の取得による支出	△10,677
敷金及び保証金の差入による支出	△8,442
敷金及び保証金の回収による収入	67,023
その他	△295
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,291
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
自己株式の取得による支出	△250,840
配当金の支払額	△26,397
財務活動によるキャッシュ・フロー	△277,237
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	593,548
現金及び現金同等物の期首残高	853,463
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,447,011

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>棚卸資産につきましては、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準を移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 収益計上基準の変更</p> <p>第1四半期会計期間より収益の計上基準を変更しております。</p> <p>従来、レッスン受講料については、受講期間に応じて按分し収益計上してまいりましたが、システム開発が完了したことに伴い、当事業年度より、平成21年1月1日以降締結する契約に伴うレッスン受講料については、受講生のレッスンポイント(受講可能レッスン数)消化により役務提供が完了した時点で収益計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役務提供を完了した時点で前受金を売上高に計上をすることにより、レッスン受講の季節的要因や、講師費用などとの費用・収益の対応をより正確に反映することで、より適正な期間損益計算を図るために行うものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、売上高は498,894千円減少し、それにともない営業利益、経常利益、および税引前四半期純利益が同額減少しております。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)						
<p>※1 受講料金銭信託</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理することにより保全しております。仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者（顧客）に対し信託財産の交付を行うこととなっております。</p>	<p>※1 受講料金銭信託</p> <p style="text-align: right;">同左</p>						
<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">124,827千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">18,368千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">13,886千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	124,827千円	仕掛品	18,368千円	貯蔵品	13,886千円	<p>※2</p> <p style="text-align: center;">—</p>
商品及び製品	124,827千円						
仕掛品	18,368千円						
貯蔵品	13,886千円						
<p>3 貸出コミットメント契約</p> <p>当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引先金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コミットメント極度額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行額</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px; border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000千円</td> </tr> </table>	コミットメント極度額	300,000千円	借入実行額	—千円	差引額	300,000千円	<p>3 貸出コミットメント契約</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
コミットメント極度額	300,000千円						
借入実行額	—千円						
差引額	300,000千円						

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)						
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">482,925千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">329,944千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">43,717千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	482,925千円	給与手当	329,944千円	賞与引当金繰入額	43,717千円
広告宣伝費	482,925千円					
給与手当	329,944千円					
賞与引当金繰入額	43,717千円					

当第2四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)						
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">211,029千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">155,487千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15,124千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	211,029千円	給与手当	155,487千円	賞与引当金繰入額	15,124千円
広告宣伝費	211,029千円					
給与手当	155,487千円					
賞与引当金繰入額	15,124千円					

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	1,447,011千円
現金及び現金同等物	1,447,011千円

## (株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	43,706株
優先株式	153株
計	43,859株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	—株
優先株式	—株

## 3. 新株予約権等に関する事項

## (1) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の四半期会計期間末残高
第3回新株予約権	普通株式	200	—
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—
第5回新株予約権	普通株式	12	—

## (2) スtock・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 一千円

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年2月19日 取締役会	A種優先株式	26,397	148,300.00	平成20年 12月31日	平成21年 3月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## 5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年4月3日付で、取得条項付株式(A種優先株式)25株を取得し、平成21年4月30日付で当該株式を消却しております。この結果、前事業年度末と比べて利益剰余金250,840千円減少し、当第2四半期末における株主資本は1,020,840千円となっております。

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(ストックオプション)

重要な変動はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年6月30日)		前事業年度末 (平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	△11,878円61銭	1株当たり純資産額	△11,108円98銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,020,840	1,320,868
普通株式に係る四半期末(期末)純資産額(千円)	△519,166	△485,529
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る四半期末(期末)の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(千円)	1,530,000	1,780,000
ロ. 優先配当額(千円)	10,007	26,397
普通株式の発行済株式数(株)	43,706	43,706
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	43,706	43,706

## 2. 1株当たり四半期純損失等

当第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失 769円63銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 699円68銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失(千円)	22,789	25,521
普通株式に係る四半期純損失(千円)	33,637	30,580
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ. 優先配当額(千円)	10,007	5,031
ロ. 優先株式の償還差額(千円)	840	27
期中平均株式数(株)	43,706	43,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更における会計処理基準に関する事項の変更（2）収益計上基準の変更に記載されているとおり、会社は収益の計上基準を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。